

産業保安部門の組織目標及び行動規範（案）

経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ

経済産業省商務流通保安グループ産業保安部門における職員の基本理念として、組織目標及び行動規範を次のように制定する。

1. 組織目標

「国民の安全の確保と環境の保全」

2. 行動規範

一、「強い使命感」

- ・常に国民の安全を第一に考え、緊張感を持って任務を行う。
- ・緊急時には、国民の安全の確保に責任を有する機関としての役割を果たすべく、積極果敢に行動する。
- ・職員は規制当局の一員であるとの立場を自覚し、責任ある言動をする。
- ・業務を不断に見直し、活動を質的に向上させる。
- ・職員は自己研鑽に励み、組織としてもそれを支援する。

一、「科学的・合理的な判断」

- ・安全の確保に責任を有する機関として、現場を正確に把握する。
- ・十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断を行う。
- ・自ら学び、技術の進歩等を把握し、課題を先取りする。
- ・不断に技術的な力量の向上を図る。

一、「業務執行の透明性」

- ・個人情報などを除き何ごとも秘密にすることなく、関係者とのコミュニケーションも含め、常に透明性・公開性を確保しつつ日々の業務を執行する。
- ・何を考え、どのように行動したのか、すなわち「自分自身を説明する」責任を果たす。

一、「中立性・公正性」

- ・安全規制機関として常に中立・公正な判断を行う。
- ・産業界の利益追求をおもんばかって判断を左右しない。
- ・自ら調査、企画、実施する等、安全規制機関としての自立性を確保する。